

社保シリーズ

有床義歯管理料と義調②

3

社保研究部

前回に引き続き、義歯管理料について症例で解説する。

症例解説

この症例は7月15日号の続きで、患者は4月20日に上顎のFD新製後、継続来院している。6月に義管Bを、翌月には義管Cをそれぞれ算定し、7月15日に一連の治療を終了した。自院で義歯を新製し、継続管理している場合、義管BまたはCを算定したときは、摘要欄に新製月を記載する。

前回来院日から約一か月半後に、上顎のFDフテキで再度来院があった。この場合、再初診が算定でき、義管も「B」が算定できる。

9月の再初診日の3日後に今度は下顎のPDハセツで来院があり、修理をしている。その後に床下粘膜異常の症状が表れ、患者も新製を希望したため、T.コンデの処置に入った。義管A・B・Cおよび義調は、いずれもT.コンデ中は算定できず、新製義歯セットまたは床リソウ後に算定する。

また、T.コンデは、新製か床リソウの前処置の場合に算定が認められているので、病名も必ず「MT、床下粘膜異常」か「MT (リソウ)、床下粘膜異常」のいずれかになる。

さて、9月22日、床下粘膜異常の消退を認め、新製に着手した。再初診で治療を再開したので、再度、補診が算定できる。

9月27日に新製義歯をセットしているが、月初めに別装置の調整で義管Bを算定している。同一部位の旧義歯修理を経た義歯新製ではないため、義管Aは算定できない。しかし、義調は算定できる。(おわり)

新製義歯の装着後に、継続して義歯を管理し、義管BまたはCを算定する場合は、摘要欄に新製月を記載する。

一連の治療が終了した後、新たに初診が算定された場合には、義管Bを算定する。

T.コンデ中は義管A・B・C、義調のいずれも算定できない。病名は、「MT、床下粘膜異常」

同一部位の旧義歯の修理を経た義歯新製ではないので義管Aは算定できないが、月初めに義管Bを算定しているため義調が算定できる。

部位	傷病名	診療開始日
7—7	MT	22年4月1日
7—7	FDフテキ	22年9月4日
76 67	PDハセツ	22年9月7日
76 67	MT, 床下粘膜異常	22年9月9日
〔年齢〕62歳女性		
〔主訴〕上顎FDがたつく、下顎PDハソンにより新製希望		
〔所見〕FD白歯から床縁調整、PD修理後に床下粘膜異常を発症		

月日	部位	療法・処置	点数
6/26		再診(4/1から継続来院)	42
	7—7	義管B	70
		咬合機能回復困難加算	40
		床縁調整, 食物摂取上の留意事項説明	/
		義歯新製 4月	/
6月分 1日分 152点			
7/15		再診	42
	7—7	義管C	60
		咬合機能回復困難加算	40
		床縁調整, 食物摂取上の留意事項説明	/
		義歯新製 4月	/
7月分 1日分 142点			
9/4		初診	218
	7—7	義管B	70
		咬合機能回復困難加算	40
		床縁調整, 義歯取り扱い方法について説明	/
9/7		再診	42
	76 67	レジン床修理(即時重合レジンを用いた直接法)	250
		義調(5 5鉤調整)	30
9/9		再診	42
	76 67	T.コンデ	110
		76 67に床下粘膜異常認む。患者は再製希望。	/
9/16		再診	42
	76 67	T.コンデ	110
9/22		再診	42
		床下粘膜異常の消退を認む	/
	76 67	補診	100
		概要図でPD作製を説明, レジン床, 5 5両翼鉤	/
		連imp(寒天+アルジネート)	225
		BT	55
	5 5	レスト座形成	40
9/27		再診	42
	76 67	レジン床義歯set(1床4歯)	612
		人工歯レジン白歯[両側]	27
		5 5 12%金パラ铸造両翼鉤 (328×2)	656
		義調(床縁調整)	30
9月分 6日分 2,783点			
10/4		再診	42
	7—7 76 67	義管B	70
		咬合機能回復困難加算	40
		床縁調整, 食物摂取上の留意事項説明	/
10月分 1日分 152点			

金パラ10月改定 1^{グラム}619円→802円へ

協会が早見表発行へ

10月1日から歯科用金パラが改定される。鑄造用金パラ合金は、現行1^{グラム}619円が802円に29.56%の引き上げ。7月28日、厚労省が中医協改定案を報告、承認された。金パラのほか、14Kも変更される(下表)。

金属の使用量に対応したインレー、クラウン、ブリッジ、鉤、バーなどの新点数は9月に確定する予定。協会・保団連は「歯科点数早見表・10月版」を9月下旬に発行する。

2010年10月歯科用貴金属価格の随時改定について(中医協資料から)

	4月改定価格	10月改定価格	変動率(%)
歯科用純金地金(金99.99%以上)	3,397	3,959	16.5
歯科鑄造用14カラット金合金インレー用(JIS適合品)	2,332	2,660	14.1
歯科鑄造用14カラット金合金鉤用(JIS適合品)	2,733	3,061	12.0
歯科用14カラット金合金鉤用線(金58.33%以上)	4,389	4,717	7.5
歯科用14カラット合金用金ろう(JIS適合品)	2,838	3,166	11.6
歯科鑄造用金銀パラジウム合金(金12%以上JIS適合品)	619	802	29.6
歯科非鑄造用金銀パラジウム合金板状(金12%以上JIS適合品)	592	805	36.0
歯科非鑄造用金銀パラジウム合金バー状パラタルバー用(金12%以上JIS適合品)	698	911	30.5
歯科非鑄造用金銀パラジウム合金バー状リングルバー用(金12%以上JIS適合品)	641	854	33.2
歯科用金銀パラジウム合金ろう(金15%以上JIS適合品)	1,101	1,230	11.7